

令和6年度（2024年度）

箕面市地域防災計画の主な改定について

令和7年（2025年）2月

箕面市総務部市民安全政策室

1. 箕面市災害時における特別対応に関する条例の一部改正に伴う計画改定
 - I 要安否確認者名簿と避難行動要支援者名簿の統合と手上げ方式への変更について
2. その他
 - I 書面会議を開催可能にするための箕面市防災会議運営要綱の規則化について
 - II その他時点修正
 - III その他

1. 箕面市災害時における特別対応に関する条例の一部改正に伴う計画改定

I 要安否確認者名簿と避難行動要支援者名簿の統合と手上げ方式への変更について（新旧対照表：P.50）

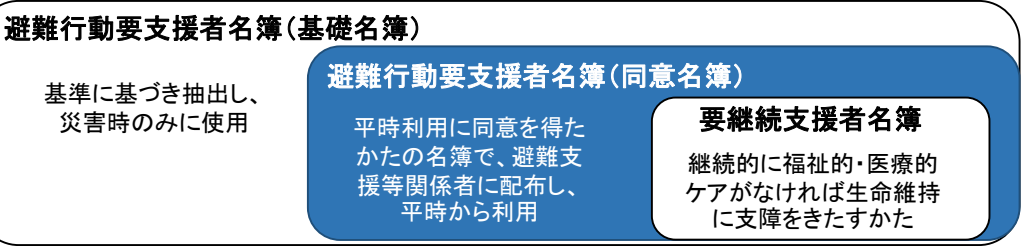
（1）計画改定の概要

- ＜課題＞
- 本市では、災害時に安否確認や避難支援が必要なかたについて、条例に基づく要安否確認者名簿と、法に基づく避難行動要支援者名簿を作成し、運用してきた。
 - 地区防災委員会から、2つの名簿の違いやそれぞれの利用方法が分かりづらいという声があった。
 - 避難行動要支援者名簿のうち、民生委員・児童委員等の避難支援等関係者へ配付して平時に利用する同意者名簿について、拒否の申し出がない限り登載することとしているため、対象者が知らないうちに登載されている場合があり、避難支援等関係者から使い勝手が悪いとの意見があった。
- ＜対応＞
- ①条例改正及び計画の名簿登載要件の改定を行い、要安否確認者名簿を避難行動要支援者名簿に統合。
 - ②条例改正を行い、平時利用する名簿に登載する場合には、法に基づく同意確認を実施。

（2）市地域防災計画への反映

- ＜現行の記載＞
- 2-1-13-3-1 避難行動要支援者
- 災害対策基本法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿に次の者を登載する。
- 要介護1又は2の認定を受けており、かつ独居の者
 - 要介護3、4又は5の認定を受けている者
 - 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
 - 療育手帳Aの交付を受けている者
 - 生後6か月までの乳幼児
- ＜修正案＞
- 2-1-13-2-1 避難行動要支援者
- 災害対策基本法第49条の10第1項に規定する避難行動要支援者名簿に次の者を登載する。ただし、在宅の者に限る。
- 要介護1又は2の認定を受けており、かつ独居の者
 - 要介護3、4又は5の認定を受けている者
 - 身体障害者手帳1級又は2級の交付を受けている者
 - 療育手帳Aの交付を受けている者
 - 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者
 - 上記基準に該当しない75歳以上の高齢者及び障害者、妊婦・2歳未満の乳幼児、難病患者等で同名簿に登載を希望する者
- （関連項目）
- 2-1-9-4-2 風水害時の避難誘導體制、2-1-13 災害時要配慮者支援体制の整備、2-1-13-1 要配慮者への支援、2-1-13-1-1 安否確認、2-1-13-1-2 避難行動の支援、2-1-13-1-4 名簿の構成、2-1-13-2 要安否確認避難行動要支援者への支援体制、2-1-13-2-2 避難支援等関係者、2-1-13-2-3 名簿情報の提供、3-4-1-2 地域住民による要安否確認者避難行動要支援者の安否確認、3-4-1-3 避難行動要支援者の避難支援

（名簿のイメージ）



2. その他

I 書面会議を開催可能にするための箕面市防災会議運営要綱の規則化について（新旧対照表資料編 P.61～63）

（1）箕面市防災会議運営規則制定の概要

- ＜課題＞
- 会議の開催方法について、現要綱では、軽微な改定や会議を招集するいとまがない場合に、書面開催を行う規定がないため、書面開催が行えない。
- ＜対応＞
- 附属機関の会議の運営の基準を定める規則第3条より、書面会議による開催は条例または規則で定める必要があると定められていることから、箕面市防災会議運営要綱を規則に変更し、書面開催を可能とする規定を追加する。

（2）市地域防災計画への反映

- ＜現行の記載＞
- 資料編 5-4 箕面市防災会議運営要綱

（会議）

- 第2条 会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員は、やむを得ない事情があるときは、会議に代理の者を出席させることができる。ただし、代理の者は、当該委員が属する機関に属する者に限る。

＜修正案（現要綱からの変更点のみ）＞

- 資料編 5-4 箕面市防災会議運営規則

（会議）

- 第2条 会議は、会長が招集し、議長となる。
- 2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ、開くことができない。
- 3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 4 委員は、やむを得ない事情があるときは、会議に代理の者を出席させることができる。ただし、代理の者は、当該委員が属する機関に属する者に限る。
- 5 会議は、会長が必要と認めた場合に、書面を委員に回付し、それに対する賛否又は意見を書面により表明する方法により開催することができる。

II その他時点修正

- 「Twitter」⇒「X」への変更
- 新たに締結した災害時応援協定の反映
- など

III その他

- 質疑応答やご意見 など